

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

認定こども園を利用する子ども（1号児）たち

【対象者・無償化の範囲】

- **認定こども園を利用する満3歳クラスから5歳クラスまでの子どもたちの利用者負担額が無償化されます。**
- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までの期間です。
- 通園送迎費や行事費、給食費などの実費経費や、施設充実費、教育充実費等の経費を園が徴収している場合、その分はこれまでどおり保護者の負担になります。
- ①年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、②全ての世帯の第3子以降※の子どもたちについては、給食費の一部が免除されます。

※ 第3子以降とは、小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降です。

保育の必要性があり、預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・無償化の範囲】

- **「保育の必要性の認定」を受けた世帯は、「預かり保育の実利用料（上限450円/日）×月の実利用日数」の費用が無償化されます。**
- 「保育の必要性の認定」を受けるためには、通われている認定こども園を経由して、市に認定申請をする必要があります。
「保育の必要性の認定」の要件については、**就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）**がありますので、認定申請書などをご確認ください。